



神奈川県の学童保育

[ホームページ](#)

「2023年（令和5年）度に向けた学童保育に関する要望」

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、学童保育が制度的にも実態としても不十分なことが明らかになりました。運営費等補助金や省令基準にある面積基準等や学校との連携などの不十分さ、公的責任のあいまいさなど法的位置づけからくる学童保育の施策の脆弱さが浮き彫りになりました。また、各地域で起きている指導員不足が、指導員の処遇の低さから来ていることを踏まえ、県として、学童保育の質と安全性を確保するとともに、一層の拡充を実現されるよう、以下について要望いたします。

1. 神奈川県内の全ての学童保育（放課後児童クラブ）に対して、国の子ども・子育て支援交付金の補助金額を下回らないよう引き続き財政措置をしてください。
2. 国の「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」）の趣旨を理解し、市町村が制度を十分活用した財政措置をするよう、県として周知徹底してください。特に以下の点について支援してください。
 - (1) 全ての学童保育（放課後児童クラブ）に対して、国の子ども・子育て支援交付金のすべての項目を予算化し、補助金額を下回らないような額の交付申請にすること。
 - (2) 省令に示された基準に伴う支援の単位として、学童保育の集団の規模（おおむね40人以下）および面積基準（1.65㎡/人）を守り、継続的に専任の指導員が常時複数配置できるよう図ること。また、小学校6年生までが受け入れられるようにすること。
 - (3) 国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」、「キャリアアップ処遇改善事業」「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」について確実に予算化すること。実施していない自治体に対しては、その理由を把握すること。
 - ア 国の制度の趣旨に則り、市町村内すべての指導員を対象として実施すること。
 - イ 指導員賃金が極めて低い水準である実態を踏まえ、すべての学童保育が申請するよう市町村が指導すること。
 - (4) 補助金の交付方法を学童保育の運営に支障のないようにすること。
3. 県の責任として国の「放課後児童クラブ運営指針」（以下「運営指針」）に則って学童保育が実施されるよう、市町村に制度の理解を促し、以下のことを実施してください。
 - (1) 国が示した「運営指針」に添って学童保育の質が充実するよう市町村に働きかけること。
 - (2) 市町村担当職員が「運営指針」の内容をより深く理解することの出来るように、健全育成指導者養成研修（都道府県認定資格研修講師養成研修）等への参加を促すこと。
 - (3) 各市町村の各学童保育所に対する指導・助言内容を把握しさらなる質の向上につなげること。
 - (4) 最低でも省令基準にかかっている指導員の資格と員数を守ること。
4. 施設・設備の確保について、以下のように市町村の責任で実施するよう支援してください。
 - (1) 学校内設置の学童保育について、小学校の35人学級化に伴う学級増がある場合も、学校内施設の利用が継続できるようにすること。万一、使用継続できなくなる場合は、市町村の責任で代替施設を用意するよう対策すること。
 - (2) 学校施設等を転用するにあたっては、以下のように学童保育に必要な設備・備品を備えること。
 - 子どもが毎日生活する場として、衛生・安全面に配慮した、湯茶、補食としてのおやつを提供できる設備・備品など整えること。
 - (3) 小学校の新設または建て替えにあたり、学童保育の専用室を確保すること。
5. 学童保育指導員の研修を充実させてください。
 - (1) 県が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」は、学童保育のあり方について実践に基づいて理解が深められるよう、当会（神奈川県学童保育連絡協議会）の推薦する講師を採用すること。
 - (2) 神奈川県が現在実施している「放課後児童クラブ支援員等資質向上研修」について、研修内容の充実を図るため当会との協議を再開して進めること。学童保育の実践に裏付けられた専門性のある、当会の推薦する講師をもって実施し、学童保育の質の向上に寄与する内容とすること。
 - (3) 上記2つの研修以外に、以前に県独自で実施していたような、県内全域を対象とした、指導員個々の実践に役立つことのできる現任者研修を再開すること。
 - (4) 前三項の研修について、学童保育指導員が上記三項の研修を受講するにあたって業務として位置づけられるよう、市町村および事業主体に対して周知すること。また、参加しやすい計画とすること。
 - (5) 上記実施のために財政措置を図ること。
6. 学童保育を必要としながら経済的困難を抱えていて利用できない子どもが学童保育に通えるよう、減免措置が不十分な市町村について状況を把握し、県として支援をしてください。
7. 障がい児に関する補助金を、実態に見合った指導員加配に対応できるよう増額してください。あわせて、障がい児の受入れにあたり、必要な情報を共有できるよう教育委員会や小学校等との連携体制を図ってください。

8. 災害時に子どもの命を守るため、以下を実施してください。

(1) 『かながわ子どもみらいプラン』重点施策3(5)子どもを災害から守るための施策①②にある「保育所等」に、学童保育が含まれていることを明確にし、それを市町村に示すこと。

(2) 県が学童保育における「非常災害対策指針」を策定し、市町村及び事業者がそれを実施できるよう支援すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症に関して、職員が必要に応じてPCR検査を受けられるよう体制を整えること。また優先的にワクチン接種を受けられるようにすること。

9. 神奈川県学童保育連絡協議会が実施する研究会に対し引き続き後援するとともに、参加を促すよう市町村に周知を図るなど支援してください。

10. 国に対して以下の要望をしてください。

(1) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令）及び「放課後児童支援員認定資格研修事業」についてこれ以上の規制緩和を行わないこと。特に指導員の資格と配置は子どもの命に関わるので「従うべき基準」に戻すこと。

(2) 学童保育の補助単価を学童保育の実情に見合うよう、大幅に増額すること。特に小規模クラブが運営できるよう考慮すること。

(3) 「子ども・子育て支援新制度」で児童数の数え方など、誤解を招いている内容について学童保育として必要な改善を国に求めること。

(4) 待機児童の把握について実態に近づけること。

(5) 確実な予算確保等のため、学童保育を児童福祉法の中で「事業（第6条）」ではなく「施設（第7条）」に位置付けること。

(6) 「放課後子供教室」などすべての児童を対象とした事業と学童保育は目的も役割もちがうので、連携を図りながらもそれぞれ独立した事業として実施すること。

(7) コロナ禍にかかわる学童保育の運営を支えるための補助金を充実すること。また、指導員が必要に応じてPCR検査を受けられる制度にすること。

1.1. 県内の市町村に対し県の考え方を以下のように示してください。

(1) 必要とする子どもが安全に通えるよう、すべての小学校区に学童保育が実施されるようにすること。

(2) 「放課後子供教室」などすべての児童を対象とした事業と学童保育は目的も役割もちがうので、それらを一体化するのではなく連携を図りながらもそれぞれ独立した事業として実施すること。

(3) 市町村の責任で研修を実施し学童保育指導員（放課後児童支援員等）の力量向上をはかること。その研修は指導員等の意見も取り入れた学童保育の実践に役立つ内容で実施すること。また、全ての指導員が業務として研修に参加できるなどの支援をすること。

1.2. 県教育委員会と連携し、引き続き学校施設の開放、情報共有等学童保育と学校が連携を図れるよう働きかけてください。

月刊『日本の学童ほいく』を読みましょう

2021年8月号～9月号に掲載されている神奈川からの投稿

<2022年8月号> 特集「みんなでつくる「学童保育連絡協議会」！」

◆ 「多くの出会いと学びが教えてくれたこと」

石川 聡美さん〔横浜市第一みなみひまわりクラブ保護者〕

■ 子どものひろば 風真さん〔横浜市6年生〕

■ 仕事職場のいま 『安心して住みつつけられる地域づくり』の一翼を担うことを願って

平元 雄大さん〔逗子市・波の子学童クラブ保護者〕

◆ コロナ禍の夏 つくってあそぼう！夏休み工作 浅水弘子さん

<2022年9月号> 特集「仲間と共に育ちあう」—障害のある子と学童保育

◆ 「一人ひとりを大切に」—子ども・保護者・指導員 共に歩んだ日々を振り返って

木村 美登里さん〔横浜市鶴見たけのこ学童クラブ指導員〕

■ 子どものひろば 松葉 樹さん〔横浜市わんぱくハウス2年生〕

■ 私のおすすめ夏にぴったり”ひんやり”レシピ

「冷やしワントン」清水弘子さん（三浦市 指導員）



あなたも読んでみませんか？
月刊『日本の学童ほいく』 定価 391円/冊
全国連協が作る、日本で唯一の学童保育専門誌



・働きながらの子育てに！
・指導員の実践（生活づくり）に！
・保護者と指導員の共感づくりに！

新加盟クラブを訪ねて

南足柄市 子ども家

「子どもたちのために」自力で施設を建設

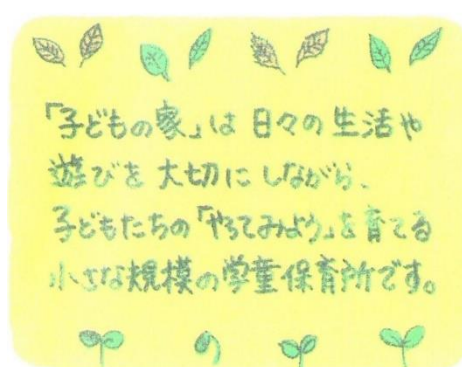
県学童保育連絡協議会（県連協）と神奈川県学童保育支援協会（支援協会）と協働して、「南足柄子どもの家」を訪問してきました。

これは、南足柄市学童保育連絡協議会が解散する中で、唯一の「民設」学童保育として新たに立ちあげ、頑張るクラブから懇談したいとの連絡があって訪問したものです。訪問は、池谷、小神、木村の3名で伺うことになりました。

当日は、自動車で東名を飛ばしての訪問となりましたが、子どもの家の創設者で現在は代表ある田代知実さんに暖かく迎えていただきました。子どもたちは、ちょうど栗拾いに出かけるところで、指導員とわいわい元気にしています。「やっぱり自然豊かなんだな」が私たちの第一印象です。子どもの家のパンフレットにも「自然豊かなこの南足柄で民間学童保育所『子どもの家』がスタートします」と書かれていますが、本当にその通りです。

新しい施設と運営の理念

広いロフトのある保育室や、それに続く庭には大きくひさしがかかり、雨でも活動できるように配慮されています。ひさしは半透明の亚克力板で覆われ、明るさも十分です。田代さんは「BBQもできます」といいます。私たちの頭には、学童の子どもたちと保護者が、立ち上がる煙の中で楽しく交流する姿が浮かびます。



フェイスブックでは、長く南足柄の学童保育で頑張っている原田さんが子どもの家の『生活』を紹介しています。これでもわかるのですが、子どもの家は自前で施設の建設を進め、去年の内から準備してきた様子が伝わってきます。子どもの家代表の田代さんからは、南足柄市の学童保育の指定管理者がA社に変わってからの状況を心配したのが動機と伺いました。自治体の方針変更や受託団体の変更のたびに一喜一憂する私たちですが、それに止まらず「施設をつくってどうにかする！」という決断と行動力には驚くばかりです。しかも「“子どもの家”は日々の生活

や遊びを大切にしながら、子どもたちの“やってみよう”を育てる」と理念も明快です。

子どもの家の紹介パンフレットに「子どもをまんやかに」「食を大切に たのしむ」「地域を たのしむ」「共に子育て」と保育の方向を紹介しています。私たち連絡協議会が掲げ追求する理念とピッタリです。そしてそれは、栗拾いから帰ってきた元気な子どもたちの声でも証明されていると思えました。

よりよい学童保育を子どもたちに

懇談は私たち三人に代表の田代さんとそれを支えるご主人の二人、合計五人です。

ご主人は、民間会社で職員研修にかかわる部門を担っています。それだけに指導員の教育に関心を持ち、その視点に深さを感じました。

懇談の中心は、補助金制度と指導員研修（教育）でした。田代さんは看護師でもあり、「障害児」の受け入れや「医療的ケア児」の受け入れにも関心があり質問を受けました。

指導員の研修、資質向上にも関心が強く、他の自治体や県での研修、連絡協議会や学童保育士協会の研修の状況などを説明しました。研修の機会お知らせすることを約束し、全国連協の冊子「テキスト学童保育指導員の仕事」を紹介したところ、さっそく五冊の申し込みがあり、しっかりと保育内容を創りたいという熱意が伝わってきます。

補助金については、南足柄市はすべてを自前で委託運営しているところから、個別の補助内容を期待するのは難しい状況ですが、基礎的な補助は受けることができるようになったとのことでした。お話では、地域や市



担当部局の理解もあり補助金が受けられる道ができたとのことでした。国の交付金のうち、規模による補助が実現できれば、年額で250万円程度の補助が受けられる可能性も開かれます。川崎市など全面委託で事業を行う自治体では、民間自主学童保育にはまったく補助金がない中、南足柄市の「子どものために」の姿勢は注目に値します。県連協としても、情報提供に努め、南足柄の学童保育が発展するよう支援を進めたいと思います。

木村さんの感想

行ってみてよかったなと思いました。お二人の熱意がすごいのと、借金までして作る行動力に圧倒されました。「自然を生かした、楽しい毎日が過ごせるように！」子どもの家のスローガンが素晴らしい。実現するためにも、指導員の安定した雇用なども大事なので、補助金が安定して出されるようになればと思います。

（池谷 記）

活動報告(2022年8月～2022年9月の主な活動報告)

8月8日(月) 県政会ヒヤリング	9月7日(水) 第1回実行委員会(46かな研)
8月20日(土) 全国研実行委員会③	9月8日(木) 県放課後児童支援員等資質向上研修カリキュラム検討会
8月22日(月) 県民連絡会 対県要求提出行動	9月24日(土) 全国研実行委員会④
9月1日(木) 9月度運営委員会	
9月3日、4日 全国運営委員会	

♪ 綾瀬市連協だより ♪

私たちの綾瀬市連協は、保護者と指導員で構成される協議会です。市内の民設クラブの運営主体はここ近年で、保護者会、社会福祉法人、NPO法人などと多様に変化してきていますが、12クラブ全てが市連協に加入し運営しています。

いつの頃からか市連協の会議や取り組みは、「難しい～」「担当になると大変～」と保護者の皆さんから敬遠されるようになり、そのため昨年度は、一年をかけて連協体制の大きな見直しを皆さんとオンラインを利用して話し合いを重ねながら行いました。

今年度はその基盤の上に新たな気持ちと体制で、保護者と指導員が「子どもたちを真ん中におき、子どもたちを第一に考え」手を携えながら温かく、どなたも負担感に押しつぶされることのない連協の運営を目指しています。

市の担当課とも風通しのよい関係性を保つことができおり、昨年度のGIGAスクール構想に伴うオンライン授業の開始が感染症拡大の影響で前倒し開始された際にも、放課後児童クラブへのICT機器の貸与をスムーズに実施していただきました。その他に運営会議や指導員会議を通じて、補助金事業やその他制度に対する各クラブへのヒアリングや案内、説明も連携して行っています。

今年度は三年ぶりに、感染症対策に充分配慮しながらはなりますが、「学童保育まつり」の開催に向けて現在は実行委員会を中心に子どもたちの「楽しい！」の笑顔を思い浮かべながら企画と準備をすすめています。

これからも、それぞれの立場で子どもたちを見守り、大切に育てていけるような環境作りの一助となれるような役割について、話し合い、柔軟に対応していくことで放課後児童クラブの発展に寄与できる市連協運営を行っていきたいと思います。

12月号の

「地域連協だより」は
横浜連協の予定です。
お楽しみに！

<これからの主な予定>

10月10日(月・祝)	秋の学習会(オンライン併用)
10月29日(土)～30日(日)	第57回全国学童保育研究集会(オンライン開催)
1月15日(日)	新春会長会「日本の学童ほいく」誌普及推進会議
2月12日(日)	第46回神奈川県学童保育研究集会